R05-10　2023年度　農業委員会業務必携　90号　改訂概要

一般社団法人全国農業会議所出版部

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 章立て | 項　　目 | 改訂概要 |
| 特　集 | 「地域計画」の 策定における  農業委員会の役割 | （新　規）  ・「地域計画の概要」「意向把握を踏まえた目標地図の素案作成」「話し合いへの委員の参加」「地域計画策定後の機構の活用」及び「地域計画の効果（新規就農者の呼び込み、優良農地の確保）」等を説明 |
| 農政ピックアップ | 食料・農業・農村基本法の見直しと  農業委員会組織の政策提案 | （新　規）  ・「基本法見直しの背景」「中間とりまとめの概要（食料安全保障を定義づけ、農産物の適正な生産価格形成の仕組み構築）、自民党提言のポイント」及び「農業委員会組織の政策提案の概要」等を説明 |
| 第１章 | 農業委員会の業務 | ・大きく４つの業務に分類できる農業委員会の業務を説明、表記を見直し |
| 第２章 | 農地利用の最適化  （農業委員会法　第６条第２項等業務）  　Ⅰ　農地利用の集積・集約化  Ⅱ　遊休農地の発生防止・解消  Ⅲ　新規参入の促進  Ⅳ　タブレット端末を活用した  　　　　農業委員会活動  Ⅴ　農地の台帳・地図のシステム  管理と有効利用、インターネッ　ト公表 | （再構成）  ・「１ 「地域計画」の策定が集積・集約化の第一歩」の項目で、現場の意向を「地域計画」に反映するため、アンケート調査で回答率を上げる工夫や、意向把握と同時に現在の耕作状況を把握すること等を説明  ・「２　策定後は「地域計画」に沿った集積・集約化を」の項目で、目標地図により10年後の「農地の受け手」に権利移動を誘導することや、農地中間管理機構を通じた貸借の促進等を説明  ・「３　農地の利用調整・マッチングにつなげるために」の項目で、令和４年度からすべての農業委員会が活動記録簿を使った農地利用の最適化活動の「見える化」に取り組んでいることや、事務局への報告、意見交換会・活動報告会の開催により課題を共有・解決する必要性等を説明  （再構成）  ・「１　遊休農地対策とは」の項目で、「遊休農地対策の流れ（３ステップ）」を削除し、簡潔に整理  ・「２ 遊休農地とは」の項目で、４つの区分を図示した上で１号遊休農地「緑区分」「黄区分」の農地を写真で示し、分かりやすく説明  ・「３ 農地パトロール（利用状況調査）の実施」の項目では、「農地パトロールの目的と主な調査内容」を整理、令和４年度から、明らかに遊休農地でない場合の判定に衛星画像や無人航空機（ドローン）が使えるようになり、「eMAFF現地確認アプリ」の活用で大幅な効率化が可能になること等を説明  ・「６　不在村者所有・所有者不明の遊休農地等の対策」の「（３）共有農地、所有者不明の農地の利用権設定」で、農業経営基盤強化促進法等の改正内容を反映（所有者を確知できない旨の公示／６か月→２か月、利用権の設定期間／20年以内→40年以内）  （再構成）  ・「１ 新規就農を進めよう」の（１）新規就農の状況と支援措置「サポート体制構築事業」で、就農に関する情報を一元的に集約・発信するデータベース（全国データベース）の令和４年度からの運用開始に伴い、農業委員会、全国新規就農相談センター（全国農業会議所）、農業経営・就農支援センター（都道府県）、就農希望者の情報共有の仕組み、システムの主な機能等を説明  （新　規）  ・「タブレットの活用場面と導入のメリット」の項目で、まずはタブレットに触ってみるよう促し、活用が見込める場面とメリット、活用方法を簡潔に紹介  ・「各場面での活用方法」の項目で、「農地の利用状況調査」「総会」「農家の意向把握」「活動記録の入力・保存」の各場面における機能、メリット等をイメージ図を用いて分かりやすく説明  （再構成）  ・「３ 農地台帳の管理システムの利用と情報の公表」の項目で、令和５年度から農家意向調査の調査票出力、結果のタブレット入力等が可能となり、目標地図の素案（シミュレーション機能を用いた表示を含む）が作成できる機能が追加されたこと等を説明 |
| 第３章 | 関係法令に基づく業務  （農業委員会法　第６条第１項業務） | ・「２　農業経営基盤強化促進法（基盤法）」の項目を、「目標地図の素案の作成、「地域計画」の策定・変更に対する意見の取りまとめ」「「地域計画」の内容を勘案した認定農業者等への利用権設定等の促進」及び「農業委員会による農地中間管理機構への利用権設定等の促進」に更新  ・「３　農地中間管理事業の推進に関する法律（機構法）」の項目を、「農用地利用集積等促進計画に対する意見の取りまとめ」「機構に対する農用地利用集積等促進計画の作成の要請」に更新 |
| 第４章 | 担い手の育成・確保と情報提供活動  （農業委員会法　第６条第３項業務）  Ⅰ　「地域計画」の策定のための  担い手組織との連携  Ⅱ　法人化・農業経営の合理化の支援  Ⅲ　調査活動 | （新　規）  ・「１　担い手の急減と「農業を担う者」の育成・確保」の項目で、担い手の減少・高齢化の進行を踏まえ、受け皿となる経営体や付加価値向上を目指す経営体の育成・確保と、生産基盤の円滑な継承環境の整備等の必要性を説明  ・また、改正農業経営基盤強化促進法の基本要綱で位置付けられた「農業を担う者」（認定農業者等の担い手、多様な経営体、委託を受けて農作業を行う者）を「地域計画」に明記し、農地所有者等との調整を進める必要性を説明  （新　規）  ・「２　関係機関と連携した「地域計画」作り」の項目で、「地域計画」の策定に向けた協議の場で、関連組織（農業法人協会、認定農業者協議会、稲作経営者会議等の担い手組織）と連携して情報共有を密にする必要性を説明  ・また、地域内に受け手が不足し、地域外の担い手候補の情報収集等を行う場合は、農業委員会ネットワーク機構が事務局を担う稲作など作目別の経営者組織や法人組織、認定農業者組織との連携の必要性を説明  （新　規）  ・「「農業経営・就農支援センター」との連携」の項目を追加し、都道府県が整備する「農業経営・就農支援センター」と連携し、認定農業者の研修や認定新規就農者の援助、円滑な経営継承、農地集積・集約化と経営支援などの取り組みに努める必要性を説明  ・「２ 簿記記帳・青色申告の推進」の項目で、令和５年10月から導入される消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）について、９月末までの「適格請求書発行事業者」の登録申請、制度開始後６年間の経過措置、免税事業者からインボイス発行事業者になった場合に売上税額の２割を納税額とする２割特例などを説明  ・「２　重要な情報提供・基礎調査」の項目で、「２　田畑売買価格等に関する調査」の調査結果の活用例を見直し、図「純農業地域の農地価格の推移（農用地区域内）」を追加 |
| 第５章 | 「農業者等との意見交換会」と関係行政機関への「意見の提出｣ | ・「２　意見交換会の実施方法」の項目で、対象となる取り組みに「「地域計画」の策定、「目標地図」の素案作成に向けた集落等での話し合い」を追加、都道府県農業会議への報告期限を更新 |
| トピックス | 信頼される農業委員会に向けて | ・「許可権限を適正に執行しましょう」の「実際にあった法令違反」の項目に、「自己所有の農地を売却するため無断で３条許可申請書を作成した」を追加  ・「個人情報の取り扱い」の項目で、「個人情報が記載されたリストを持ち出し紛失した事例」を追加  （新　規）  ・「会長選を巡る不適切な行為が発覚しています」の項目を追加し、「実際にあった法令違反」及び「法令違反を無くすためのポイント」を説明  （新　規）  ・「コンプライアンス徹底の意識を共有しましょう」の項目を追加し、「農業委員　農地利用最適化推進委員用ポータルサイト」にコンプライアンス研修動画を掲載していること等を説明 |
| 農業委員会の活動事例 | １戸別訪問で現状把握、２「人・農地プラン」の推進、３目標地図の素案作成、４話し合い推進と結果の活用、５農地集積・集約化の取り組み、６タブレット等の活用、７遊休農地・耕作放棄地の発生防止、解消対策、８非農地判断・相続登記の推進、９経営・新規就農支援対策、10活動記録・情報共有、11農業委員会活動記録の見える化、12農業者との意見交換、13女性農業委員の登用促進・活躍、14都市農業の推進 | （再構成）  ・全国農業新聞に昨年度掲載された記事などを編集し、巻末に３０事例をまとめて掲載、タイトルを「農委活動30事例」に変更  ・端的な見出しと併せ、「ポイント」で要点を整理 |
| 索引 |  | ・掲載用語を見直し |

※）上記の他にも内容・表記等の見直しを行っています。